

# 東洋学報 第九十二卷第三号 平成二十二年十二月

論  
説

## 三国時代の曹魏における税制改革と貨幣経済の質的変化

柿沼陽平

はじめに

戦国秦漢時代の貨幣経済は、おもに銭・黄金・布帛を貨幣（経済的流通手段）とするものであった。それらは商品交換の場において、いずれも高い経済的流動性を有していた。しかしその一方で、銭・黄金・布帛はそれぞれ独立個別の用途をも有していた。たとえば前漢時代では、銭は軍功褒賞・対徙民賜与・喪葬関連賜与・餉別、黄金は軍功褒賞・官吏退職金・対外國交易・対外國賜与、帛は対外國交易・対外國賜与・社会的名望・地位を有する民への賜与・社会的福祉の必要な弱者への賜与・病気見舞い・中級以下の官吏に対する賜与などに用いられ、それらの用途は基本的に相互代替のされないものであった。これは、戦国秦漢時代の銭・黄金・布帛が、経済的流通手段としての共通の機能を有する一方で、当時の経済・制度・習俗の複雑な絡み合いを背景に、それぞれ独自の社会的機能

をも有していたことを意味する<sup>(1)</sup>。

では、このような多元的構造を有する戦国秦漢貨幣経済は、その後どう変化したのか。この点について筆者はかつて、後漢時代に貨幣経済が衰退したとする通説を批判し、後漢時代においても錢・布帛が流通していたこと、それらの用途が前漢のものと部分的に異なること、それゆえ前漢と後漢の貨幣経済には質的差異があったとみられることなどを指摘した<sup>(2)</sup>。

ところが、後漢末期になると状況は一変する。たとえば錢は、漢代においては国家供給型貨幣・国家的決済手段として機能していたが、後述することなく、後漢末に徐々にその地位を失つていった。すなわち、錢納人頭税たる算賦は後漢時代になると徐々に形骸化し、後漢末に完全に廃止され、その代わりに布帛納を主軸とする戸調制が整備されて、かくして錢は国家的決済手段の中心的地位から転落するのである。これは、本稿でも詳述するように、中国貨幣経済史上の一つの画期であった。ではこのような変化は一体なぜ起こったのか。またその結果、魏晉経済はいかなる方向に進むことになったのか。本稿ではこの点について検討する。

### 第一節 政策としての女織・婦織

そもそも戦国秦漢時代に布帛が誰によってどのように作られたのかについては、従来次のような考え方が一般的であった。すなわち戦国時代以降の農村では、副業として布帛がさかんに作られた<sup>(3)</sup>。また中国には太古以来「男耕女織（＝一般に男性は農耕、女性は機織を本業とする）」・「夫耕婦織（家内分業として夫は農耕、妻は機織を本業とする）」と

いう社会通念があり、それは布帛の生産がもっぱら婦女子の仕事であつたことを物語る。とくに漢代以降、儒家思想が浸透すると、この通念は強く意識されるようになつた。そして前漢では、歴代の皇后に「親桑親蚕」の儀礼を行わせ、採桑・養蚕・紡績・機織・裁縫などが女性本来の任務であることを天下にしめすとともに、既婚・未婚を問わずに全女性がこれに専念することを求めた。かくしてこの通念は徐々に強化され、魏晉期になると、ついに各戸の男女に田租と布帛を課する税制までもが生み出されるに至つた、と。要するに、戦国秦漢時代の布帛は、農婦の家内分業によつて作られたと理解されてきたのである。

これに対して近年鶴間和幸氏は、「男耕女織（夫耕婦織を含む）」という通念が必ずしも漢代の実態を反映したものではなかつた可能性に言及している<sup>(5)</sup>。さらに原宗子氏は、武帝期以前にそのような通念が存在したこと自体に疑義を呈し、むしろ当時の布帛の生産は専門的女工集団によつてなされていたとする。その上で、当時の農民の多くは貧乏で、そもそも妻を娶ることさえできなかつたとする<sup>(6)</sup>。もつとも私見によれば、武帝期以前の婚姻率が低かつたとは断定できず<sup>(7)</sup>、また中小農家が桑の木を保有する例があることから、一般の農婦が全く紡績業関連の仕事に從事しなかつたとも思われないが、それでもなお、「女織」の実態化に関する疑問は残る。

では結局どう考えるのが妥当なのか。この点について筆者は別稿で次のように述べた。すなわち、戦国秦漢時代に通念・実態としての婦織があつたか否かにはまだ検討の余地もあるが、実際に布（麻織物）に関する秦律（戦国秦の睡虎地秦簡「秦律十八種」）をみると、「機織＝女事」・「家内分業としての婦織」・「家内消費分の衣料用の織物は婦が織り、それ以外の女性親族は関わらない」の三点を前提に立条されており、それゆえ女織・婦織は戦国秦以来の

国家的政策であつたと考えられる。よつて女織・婦織は当該政策を背景に、漢初以降徐々に通念化・実態化していくのであろう、<sup>(9)</sup>と。これは、従来曖昧であった「男耕女織（夫耕婦織を含む）」の実態的側面・理念的側面・政策的側面を弁別し、その上で、政策的側面が前二者に先行して定められたことを指摘したものであつた。

このような政策としての女織・婦織は、たしかに前漢にも継受された。たとえば匈奴の中行説は、前漢国内の弊害として、各地にすむ民の生活様式の差異を軽視し、國家が一律に「耕桑」を強制していたことを指摘している。<sup>(10)</sup>これは、当該政策が必ずしもすべての民の生活様式と適合的でなかつたこと、それにもかかわらず「耕桑」が国家的政策として民に強制されていたことをしめす。表1によれば、そのような「耕織」奨励政策は商鞅変法以来、前漢文帝にも採用され、景帝期以降には「農桑」を推進する詔（以下、農桑推進詔）も出されている。そしてその場合、機織はやはり「女織」・「婦織」と表現され、女性が担うべき仕事とされていた。また文帝期には、皇后による「親蚕」儀礼も開始され、天下の女性を代表する皇后が当該儀礼を執り行い、それによつて女織・婦織の重要性が天下に顕揚されるようになった。さらに戦国秦の睡虎地秦簡「日書」には

牽牛、以て織女を取らんとするも果せず。<sup>(12)</sup>

とあり、戦国時代にはすでに農作業を象徴する「牽牛」と紡績業を象徴する「織女」との結婚を前提とする七夕説話の原型が形成されていた<sup>(13)</sup>。その上、漢初の張家山漢簡「算數書」にも「女織（40）」や「婦織（54）」と題する数学の問題が収録されている。これより、女織・婦織は相当強力な理念として戦国時代以来各地に流布していたとみられる。ちなみに絹織物業の作業過程である「採桑→養蚕→紡績→機織→裁縫」のうち、伝世文献には機織以外の

No.	時代	君主	年号	詔	出典
1	戦国	秦孝公	変法時	孝公旣用衛鞅…卒定變法之令。…耕織致粟帛多者復其身、事末利及怠而貧者舉以爲收孥…。	s68
2	前漢	文帝	文帝1	及孝文即位、躬脩玄默、勸趣農桑、減省租賦。	k23
3	前漢	景帝	景帝1	詔曰「聞者歲比不登…朕甚痛之。郡國或饑廪、無所農桑畜畜。或地饑廣、薦草莽、水泉利而不得徙。其議民欲徙寬大地者、聽之。」	k5
4	前漢	景帝	後元2	詔曰「雕文刻鏤、傷農事者也。錦繡纂組、害女紅者也。農事傷則飢之本也。女紅害則寒之原也。夫飢寒竝至而能亡爲非者寡矣。朕親耕、后親桑、以奉宗廟粢盛祭服、爲天下先。…欲天下務農蠶、素有畜積、以備災害。…」。	k5
5	前漢	景帝	後元3	詔曰「農天下之本也。黃金珠玉飢不可食、寒不可衣、以爲幣用、不識其終始。閑歲或不登、意爲末者衆、農民寡也。其令郡國務勸農桑、益種樹可得衣食物。」	k5
6	前漢	昭帝	元平1	詔曰「天下以農桑爲本。日者省用、罷不急官。減外絲、耕桑者益衆、而百姓未能家給、朕甚愍焉。其減口賦錢」。有司奏請減什三、上許之。	k7
7	前漢	元帝	建昭5	詔…又曰「方春農桑興、百姓戮力自盡之時也。故是月勞農勸民、無使後時。今不良之吏…興不急之事、以妨百姓。使失一時之作、亡終歲之功、公卿其明察申敕之。」	k9
8	前漢	成帝	陽朔4	詔曰「…先帝劭農…聞者民彌惰怠、鄉本者少趣末者衆、將何以矯之。方東作時、其令二千石勉勸農桑、出入阡陌、致勞來之…」。	k10
9	前漢	平帝	元始1	大司農部丞十三人、人部一州、勸農桑。	k12
10	前漢	王莽	元始2～	是時王莽秉政、置大司農六部丞、勸課農桑、遷茂爲京部丞、密人老少皆涕泣隨送。及莽居攝…。	g25
11	後漢	明帝	中元2	詔曰「方春戒節、人以耕桑。其勅有司務順時氣、使無煩擾…」。	g2
12	後漢	明帝	永平3	詔曰「…夫春者歲之始也。始得其正、則三時有成。比者水旱不節、邊人食寡、政失於上、人受其咎。有司其勉順時氣、勸督農桑、去其螟蜮、以及蟻賊。…」。	g2
13	後漢	明帝	永平10	詔曰「昔歲五穀登衍、今茲蠶麥善收、其大赦天下。方盛夏長養之時、蕩滌宿惡、以報農功。百姓勉務桑稼以備灾害。吏敬厥職、無令愆違」。	g2
14	後漢	章帝	建初1	詔曰「比年牛多疾疫、墾田減少、穀價頗貴、人以流亡。方春東作、宜及時務。二千石勉勸農桑、弘致勞來。…」。	g3
15	後漢	和帝	永元13	詔象林民失農桑業者、賑貸種糧、稟賜下貧穀食。	g4

〔表1〕農桑推進詔（中華書局本による。s：『史記』、k：『漢書』、g：『後漢書』、数字は巻数）

過程も一部の人びとに女性労働とみされていたことを窺わせる記載が散見する。たとえば後漢・崔寔『四民月令』三月条や『大戴礼記』夏小正によると、採桑は「婦女」・「妾子」の仕事とされていた。また王莽が太后・婦人とともに「孤寡貞婦」を視察し「繭館（養蚕の場所）」に行幸していることから、養蚕も女性労働と認識されていたと考えられる。<sup>(14)</sup>さらに班彪が「女脩織糾」を理想視し、班昭が「專心紡績」を「婦功」とみていることから、紡績も班彪・班昭らに女性労働とみなされていったようである。<sup>(15)</sup>

ところが「紡績業＝農婦の仕事」とする上記の諸史料は、厳密にいうとやはり、どれも国家的政策の反映にすぎない可能性がある。すなわち、ひとたび女織・婦織を政策・実態・通念の三者に分けて考えてみると、上記の史料がはたしてどの程度実態を反映しているのかには疑問が残るのである。現に、親蚕儀礼や農桑推進詔は、当時実際には農桑がほとんど社会に定着していなかつたからこそ、逆に国家が躍起になつて打ち出した政策であるとも解釈できる。また前掲『日書』や『算數書』なども、結局は法製史料と同墓から出土した史料で、そこにしるされた「女織」に関する理念が国家的政策の影響と無縁であつたとは断定しがたい。前掲『四民月令』も、藤田勝久氏によれば、郡県の官吏が則るべき時令であつた。<sup>(16)</sup>

では、漢代における布帛の生産実態は、結局いかなるものであつたのか。結論から先にいえば、その過程は必ずしも一人の女性が単独ですべて担うるものではなく、また女性のみが担つていたわけでもなく、状況に応じて男性も加わるような曖昧なものであつたと思われる。というのも、たとえば伝世文献には、紡織業以外の仕事（農作業や酒屋など）に従事する女性の姿が散見し、全ての女性が紡織業に従事していなかったわけではない。<sup>(17)</sup>また採桑・機織

の全過程はそれぞれ専門的な作業で、一人の人間が単独で担うものではない。「女織」政策を反映する前掲『四民月令』の中でさえ、養蚕は「蚕妾」、機織は「女紅（紅女）」、縫製・洗い張りは「縫人」が担当し、一人の女性が全過程を担当すべきとはされていない。また伝世文献には、成年男性や男児による採桑の例も散見し<sup>(20)</sup>、女性のみが布帛生産を担つていたわけではない。さらに別稿で指摘したように、睡虎地秦簡では機織以外の作業は男性も携わることが前提視されていた<sup>(21)</sup>。むしろ漢代では、野中敬氏が推測するように、多くの農婦が出機の形で莊園などに雇傭され、集団的に紡織等に従事し、そこで分業を営んでいたのであり、さらにその作業には男性も加わる場合があつたとみるべきであろう。

すると以上の分析から判明するのは、結局、漢帝国が一貫して「女織」・「婦織」政策を維持していたという点のみであり、それがどれほど実態的であったかはじつは不明といわざるをえないであろう。もちろん現実的にみて、漢帝国が数百年間維持し続けた「女織」・「婦織」政策が全く実態に影響を及ぼさなかつたとは考えにくい。とくに前漢武帝期以降には「女織」・「婦織」関連の史料が急増し、「女織」・「婦織」の漸次の実態化を反映したものとも解しうる。しかしそれにもかかわらず、「女織」・「婦織」関連の史料は必ずしも実態を反映したものではないといわざるをえないのである。

## 第二節 漢代における布帛生産量の拡大

では、漢代の布帛の実質的生産量は、結局全体としてどの程度であつたのか。この問題を検討する上で改めて考

慮すべき点が二つある。第一は、現存史料の半数が官側の視点からしたもので、必ずしも当時の実態をしめすとは限らない点。すなわち既述のことと、「女織」・「婦織」の関連史料のほとんどは政策をしめすにすぎないのでは、それを論拠に布帛の実質的生産量を闡明することはできない。第二は、布帛生産量 자체がそもそも「程度」の問題にすぎないので、「女織」・「婦織」関連の史料からその時代的な増加傾向を跡づけることは困難である点。これは、従来当然視されてきた布帛の実質的生産量が、じつは論定困難な問題であることをしめす。そこで注目されるのが以下の三つの事例である。<sup>(23)</sup>これらは、「女織」・「婦織」政策とは無関係の史料であり、かつ、それにもかかわらず布帛の生産量と消費量を別途しめすものであり、布帛の実質的生産量の漸次的増加傾向を窺う上で重要な指標となると思われる。

第一は、前漢武帝期のいわゆる塩鉄専売制が、民に布帛を捻出させ、代わりに塩鉄を専売する制度であつたことである。<sup>(24)</sup>これによれば、当時の民は布帛を自給しないかぎり生活必需品の塩鉄を入手できないので、彼らはすでにある程度布帛を自給していたと考えられる。むろんこれも国家的政策にすぎないので、必ずしも実態を伴うとは限らず、各家では布帛を機織職人から購入したり、塩鉄購入時に布帛以外の物財代納が許されていた可能性もあるが、建前上布帛を全家庭が揃えねばならない以上、その生産量は膨大になりつつあつたとみられる。<sup>(25)</sup>

第二は、漢代官吏の給与がしばしば布帛で支払われていたことである。すなわち、前漢時代の俸禄は錢中心、王莽期の俸禄は穀物中心、後漢時代の俸禄は半錢半穀であったが、居延漢簡には俸禄が布帛払いの例も散見する。もつともこれは王莽期の特例とも解されるが、たとえそうであるにせよ、当該制度の存在は布帛の国庫蓄積が当時すでに

に膨大であつたことを物語る。ではその蓄積はいかに達成されたのかといふと、『後漢紀』卷二〇孝質帝紀本初元年（一四六）条に

朱穆：曰く「今、宦官俱に用いられ、水蠡、害を爲して、京師の費は前に十倍す。河内一郡は嘗て縫素綺穀を調すること、纔に八萬餘匹なるも、今は乃ち十五萬匹。官に見錢無し。皆な民より出づ。」<sup>(26)</sup>と。

とあり、後漢時代に「民より出づ」る「縫素綺穀」が「調」として定期的に收取されていたとある。<sup>(28)</sup>後漢時代には布帛による俸禄支払が王莽の時よりも少なく、<sup>(29)</sup>一見すると布帛生産量が落ち込んだことであるが、本文をみると、実際には布帛生産量は増加傾向にあつたのである。その傍証として『晉書』卷六一周馥列伝には

周馥：陳敏を討ちて之を滅ぼす。：毎に朝廷を維正せんと欲し、忠情は懇至たり。：洛陽孤危なれば、乃ち建議して天子を迎えて壽春に遷都せんとす。永嘉四年、長史吳思・司馬殷識と上書して曰く「：臣、謹みて精卒三萬を選び、皇駕を奉迎せん。」<sup>(30)</sup>荊・湘・江・揚、各々先づ（永嘉）四年の米租十五萬斛・布絹各々十四萬匹を運び、以て大駕に供せん」と。

とあり、戸調制（戸単位布帛納稅制）下の西晋永嘉四年（三一〇）においても、州単位の年間「調」数は「布絹各十四萬匹」程度であつた。後漢河内郡は「戸十五萬九千七百七十（『統漢書』郡国志）」、西晋荊州は「戸三十五萬七千五百四十八（『晉書』卷一五地理下）」で、後者の方が人口が多いにもかかわらず、西晋荊州の「調」は後漢河内郡の調とほぼ同数なので、前掲『後漢紀』の「調」は相対的にかなり多いといわねばならない。これは、当時すでに算賦が形骸化し（＝官無見錢）、錢の代わりに布帛の「調」收取が常制化しつつあつた実情を示唆する。

第三は、孫吳・走馬樓吳簡「嘉禾吏民田家別」(4・2159。以下「田家別」)に<sup>(31)</sup>

下伍丘州卒區張、田は廿町、凡そ五十一畝。其の廿八畝は皆な二年常限。其の廿五畝は旱敗して收めず、畝ごとに布六寸六分を收む。定收は三畝。畝ごとに稅米一斛二斗を收め、三丈七尺八寸五分と爲り、四年十一月八日に庫吏潘有に付す。其の旱田は畝ごとに錢卅七を收め、其の熟田は畝ごとに錢七十を收む。凡そ錢二千三錢と爲り、四年十一月九日に庫吏潘有に付す。嘉禾五年三月十日、田戸の經用曹史趙野・張愬・陳通、校す<sup>(32)</sup>。

	嘉禾4年				嘉禾5年		
	常限熟田	餘力熟田	火種熟田	旱田	常限熟田	餘力熟田	旱田
米	1.2	0.456	0.456	0	1.2	0.4	0
布	2	2	2	0.66	2	2	0
錢	70	70	70	37	80	80	0

〔表2〕「田家別」よりみた各田種の畝単位課稅（米は斛、布は尺）

とあり、孫吳が田租とともに麻布と錢を課稅していることである。「田家別」の史料的性質については諸説あり、「徵稅側の郷が作成し、郷と県で分有した納稅者台帳」とする説が有力である<sup>(33)</sup>。その布と錢を関する文例は次のことを意味する（表2）。すなわち「田家別」では、嘉禾四年と嘉禾五年で課稅率が多少異なるものの、どちらの場合においても、田種（常限田・餘力田・火種田）や麻田の有無とは関わりなく、米田の大小と実り具合（熟田か旱田か）を規定に布・錢を課している。よつて孫吳では、田種や栽培種目を問わず、原則的に熟田所有者全員が戸単位で錢と布を納稅していたと考えられる。これは、田租收取時の布帛もまた膨大であったことを示唆する。ちなみに当該税制は、一見すると曹魏戸調制（後述）と類似する<sup>(34)</sup>ところであることを示唆する。

あるが、両者の税率が異なり、また走馬樓吳簡には別途「調」がみえる。<sup>(35)</sup>よつて前掲「田家別」にみえる納稅は田租の一部と解される。これに関連して『三国志』呉書卷四九太史慈伝裴松之注引『江表伝』には、建安元年（二九六）以前に江東諸郡が「租布」<sup>(36)</sup>を課していたとあり、それは「田租+戸調」・「戸調」・「田租としての布」などと解されている。しかし、後漢末の江東にすでに曹魏戸調制が導入されていたとは思われず、むしろ以上の考察によれば、この「租布」こそが「田家別」の布帛税であつたと推測される。これより、孫吳の布帛生産量は膨大であると論定される。ちなみに本史料によると、孫吳では米田所有者に対して布のみならず錢も課稅されているので、米田所有者は納稅のためにわざわざ収穫物を売り払つて錢を入手せねばならなかつたと考えられる。これに関連して従来多くの先學は、漢代錢納稅制の実態に言及する際に、農民は入手困難な錢の代わりに布帛等を代納していたと推測してきたのだが、本史料によれば、孫吳では本当に錢を納稅手段として用いており、それゆえ当時の農民は何としても錢入手せねばならなかつたことになる。これは孫吳が、「錢=國家的決済手段」を軸とする漢代貨幣經濟の特質を濃厚に継受していたこと、それゆえ錢が農村にまで深く浸透していた実態を物語る。このことは、本節において孫吳における布帛生産量の増加とそれに伴う布帛税制の存在を指摘するとともに、同時に明記しておかねばならない点である。

以上本稿ではまず第一節において、「女織」・「婦織」の政策的側面・通念的側面・実態的側面を弁別し、戦国秦漢時代の関連史料の大半が政策をしめすにすぎず、実際は「女織」・「婦織」に限定されなかつたことを論じた。そしてそれらの「女織」・「婦織」関連史料は、じつは現実上の布帛生産量の拡大過程と必ずしも符合しないことを指

摘した。その上で第二節では、このような政策的影響の強い「女織」・「婦織」関連史料とは別に、国家に布帛を納付させる制度と布帛生産量に関する史料を指標とし、改めて漢代の布帛生産量の漸次の増加傾向を窺つた。では、このような布帛の生産拡大は、その後の貨幣経済に具体的にいかなる影響を与えたのか。

### 第三節 魏晉戸調制と五銖錢の復活

そこでまず注目すべきは『漢書』卷二四食貨志下である。

元帝の時<sup>39</sup>・貢禹言す「鑄錢・采銅は一歳ごとに十萬人耕さず、民の盜鑄に坐して刑に陥る者多し。富人、錢を減すること室に満ち、猶お厭足する無し。民心動搖し、本を棄て末を逐い、耕者半ばなる能わず、姦邪は禁ずべからざるは、原より錢より起く。」宜しく珠玉金銀を采り錢を鑄るの官を罷め、復た以て幣と爲す母かれ。其の販賣租銖の律を除き、租稅祿賜は皆な布帛及び穀を以てし、百姓をして意を農桑に壹ならしめよ」と。議者以爲えらく、交易は錢を待ち、布帛は尺寸に分裂すべからず、と。禹の議も亦た廢<sup>40</sup>む。

これは、前漢後半期に布帛生産量がまだ十分でなかつたこと、それゆえ儒家官僚の貢禹が「農桑」奨励策の一環として、官營鑄錢と錢による「交易」の停止と、布帛と穀物の「租稅祿賜」化を提案したことをしめす。しかし当該案は結局、貢禹一人が支持するにとどまり、布帛が「交易」に向かないとの理由で一蹴された。一方、『後漢書』朱暉列伝には

是の時、穀貴く、縣官の經用は足らず、朝廷は之を憂う。尙書張林、上言すらく「穀の貴き所以は、錢の賤き

が故によるなり。盡く錢を封じ、一に布帛を取りて租と爲し、以て天下の用に通ぜしむべし。」と。〔朱〕暉、奏すらく、林の言に據りては施行すべからず、と。事、遂に寝む。後に事を陳する者、復た重ねて林の前議を述べ、以て國に誠に便なりと爲す。帝、之を然りとし、詔有りて施行せしむ。暉、復た獨り奏して曰く「：布帛もて租と爲さば、則ち吏多く姦盜し、誠に明主の當に宜しく行うべき所に非ず」と。帝の意解け、其の事を寝む。<sup>41</sup>

とあり、そこにも布帛を「租」とする案がみえるが、論調が少し変化している。すなわち本案も結局は朱暉の反論で棄却されているが、前漢の類例に比べ、贊同者の人数が圧倒的に多い。これは、提案者張林の後盾が権力者竇憲であつたからだけでなく、むしろ前節までの検討をふまえると、その提案自体がある程度現実性を帶びつつあつたからであろう。そしてそのような布帛租稅化計画は、とうとう後漢末には定制化されたようである。その論拠として先學は、『三国志』魏書卷一武帝紀建安九年（二〇四）条「令曰、河北罹袁氏之難、其令無出今年租賦」の裴松之注引『魏書』引「公令」を挙げる。

國を有ち、家を有つ者は、寡きを患えずして均しからざるを患い、貧しきを患えずして安からざるを患う。其れ田租を收むること畝ごとに四升<sup>42</sup>とし、戸ごとに綿二匹・綿二斤を出ださしむるのみ。他は擅<sup>43</sup>に興發するを得ず<sup>44</sup>。

また先學は次の諸関連史料にも言及している。<sup>45</sup>

是の時、太祖始めて新科を制して州郡に下し、又た租を收め綿綿を稅す。「何」夔<sup>46</sup>：乃ち上言して曰く「：領三国時代の曹魏における税制改革と貨幣經濟の質的变化 柿沼

する所の六縣の疆域は初めて定まり、加うるに饑饉を以てす。若し一切齊うるに科禁を以てせば、恐らく或いは教えに従わざる者有らん。…愚以爲えらく、此の郡、宜しく遠域・新邦の典に依らしむべし。其の民間の小事は長吏をして時に臨みて宜しきに隨わしめ：三年に及ぶ<sup>(45)</sup>比<sup>(46)</sup>い、民、其の業に安ぜん。然る後に之を齊するに法を以てせば、則ち至らざる所無からん」と。太祖、其の言に従う（『三国志』魏書卷一二何夔伝<sup>(46)</sup>）。

時に袁紹、兵を擧げて南侵し、使を遣わして豫州の諸郡を招誘せしめ、諸郡は多く其の命を受く。惟だ陽安郡のみ動かず。而るに都尉李通、急ぎて戸調を錄す。〔趙〕儼、通に見えて曰く「方今、天下未だ集んぜず、諸郡竝びに叛し、懷附する者も復た其の綿絹を收む。…小しく調を緩むべし。…」と（『三国志』魏書卷三趙儼伝<sup>(47)</sup>）。初め、太祖、司空と爲りし時、「己を以て下を率い、歳<sup>(48)</sup>ごとに調を發し、本縣をして貲を平（評）せしむ（『三国志』魏書卷九曹洪伝裴松之注引『魏略』<sup>(48)</sup>）。

これらはいずれも曹操による布帛課税に関するもので、「公令」は建安五年（二〇〇）、何夔伝は建安三年（一九八）～一九九）、『魏略』は曹操司空就任時の建安元年（一九六）のこととしめす。これより渡辺信一郎氏は、建安元年頃から税制が再編され、田租・更賦を中心とする漢代税役体系が「公令＝戸調制」に統一化されたとする。<sup>(49)</sup>もつとも、これには二点の問題がある。

（a）曹魏の布帛課税が「戸調」だけとは限らない点。

（b）「公令」のみが「戸調」とは限らない点。

すなわち渡辺氏も指摘するごとく、後漢時代にはすでに「調」があり、田租・算賦とともに定期的に課されていた

<sup>(50)</sup>が、前節で論じたごとく、「熟田」には穀物とともに布（租布）も課されることがあつた。よつて後漢末の曹操政権にも「戸調」以外に「租布」があつた可能性がある。また先学は、「公令＝戸調」とした上で、前掲の何夔伝や趙儼伝にみえる布帛收取をすべて「公令」によるものとするが、そもそも何夔伝や『魏略』によると、「税綿絹」は遅くとも建安初年にはあつたものの、曹操は「それを占領地などに一律に課すべきではない」とする何夔の案に従つて、占領地（旧袁紹領）の鄴で建安九年に発布された「公令」は、そのような臨時法と解され、基本的布帛税制は、それとは別に規定されていた可能性が高い。何夔伝によると、「遠域・新邦の典」による臨時法は基本的税制よりも軽減すべきものなので、基本的布帛税制は「公令」よりも重かつたと推測される。

ともあれ、このような状況下で後漢末に定制化したのが布帛税制であつた。そしてそれは、西晋武帝制定の戸調制（原則として戸ごとに絹三匹・綿三斤を收取する西晋戸調制）に継承された。では魏晋期には一体なぜ布帛税制が主軸となりえたかというと、以上の検討をふまえれば、それはやはり漢代～晋代にかけての布帛の生産増加が背景にあつたからであろう（本稿では、当該税制改革の貨幣經濟への現実的な影響を問うことを主題とし、国家による戸調制の立案意図に関する論争には立ち入らない）。

すると次に問題となるのは、魏晋期に漢代以来の五銖錢がどうなつたのかである。これについて前漢時代では、布帛の租税化は「交易は錢を待ち、布帛は尺寸に分裂すべからず」との理由で棄却されたが、後漢末では逆に、布帛の重要性が高まり、その一方で錢は急速に信用を失つていったようである。たとえば、後漢末の黃巾の乱や董卓の暴政により經濟は混乱を極め、洛陽・長安で董卓小錢が発行される一方で、董卓と対立する各地の群雄（袁紹・

袁術・曹操等々)は董卓小銭を採用せず、国家的決済手段としての銭の公的な流通はほとんど停止したようである。<sup>(53)</sup>これに對して曹魏の文帝曹丕は即位後に五銖銭を「復」したが<sup>(54)</sup>、銭が信用を取り戻すことではなく、穀価の高騰を招來し、結局は黃初二年十月に「罷」められている<sup>(55)</sup>。その背景について全漢昇氏は、①戰乱による経済混亂、②人口激減、③青銅供給量の減少、④仏像建立による青銅消費量増加の四点を挙げる<sup>(56)</sup>。

ところがそれにもかかわらず、五銖銭は明帝太和元年四月に再度「行」銭化される<sup>(57)</sup>。では、それは一体なぜなのか。そこでまず確認すべきは、曹魏では五銖銭復活後も銭が主たる納税手段となることはなく、布帛納の戸調制が維持されたことである。これは、漢代五銖銭が国家的決済手段として機能し、それゆえに国家に流通を後押しされ、また民間の信頼を得ていたのに対し、魏晉五銖銭がもはや全く別の存在意義(=非国家的決済手段としての存在意義)を有していたことを意味する。このことは、五銖銭復活を上奏した司馬芝が、その一方で戸調制の基礎たる男耕女織を重視した大司農であつたことからも窺えよう(後掲『宋書』卷五六孔琳之伝、『三国志』魏書卷一二司馬芝伝)。すなわち司馬芝は、戸調制継続と五銖銭復活とを必ずしも矛盾するものとは考えておらず、布帛と五銖銭をそれぞれ別個に併存しうるものとみていたのである。では両者の違いとは何か。これに関連して『宋書』卷五六孔琳之伝には以下のようない記述がある。これは東晋末に權力者桓玄が提案した廢銭案に対し、孔琳之が反論した經緯をしるしたものである。

桓玄の時、議して錢を廢して穀帛を用いんことを欲す。琳之議して曰く「…故に聖王は無用の貨を制して以て有用の財を通ぜしめ、既に毀敗の費無く、又た運置の苦を省く。…穀帛は寶爲り、本より衣食を充たすも、今

分ちて以て貨と爲さば、則ち損を致すこと甚だ多からん。：故に鍾繇曰く「巧僞の民、競いて濕穀を蘊みて、以て利を要め、薄絹を制して以て資を充たす」と。魏世、制するに嚴刑を以てするも、禁ずる能わざるなり。是を以て司馬芝以爲えらく「錢を用いるは、徒だ國を豊ますのみに非ず、亦た刑を省く所以なり」と。錢の用いざること、兵亂の積むこと久しきに由り、自ら廢するに至る。由有りて然るは、漢末是れなり。：魏明帝の時、錢廢せられ穀用いらること三十年。民に不便なるを以て、乃ち朝を擧げて大いに議す。精才達治の士、「宜しく復た錢を用うべし」と以爲わざるは莫し：世、或いは「魏氏、錢を用いざること久しくして、巨萬を積累し、故に之を行し、公に利し國を富まさんと欲す」と謂うも、斯れ殆んど然らず。…廢錢に取る無し」と。それによると、魏晉期の布帛・穀物は經濟的流通手段として機能しており、それが偽造者の増加を招き、「毀敗の費」・「運置の苦」を招來し、「民に不便」と判断され、かくして五銖銭は曹魏明帝期に復活されることになったようである。これは、漢代五銖銭が国家的決済手段としての存在意義を主軸とするものであったのに対し、魏晉五銖銭が經濟的流通手段としての利便性に基づき、民間の意向をくんで再建された幣制であったこと、したがつて両者のあいだには質的変化があつたことをしめしている。むろん本史料は孔琳之の個人的意見にすぎず、「民のために錢の流通を支持する」という主張 자체が民意という名の大義名分を掲げるための政治的言説であつた可能性も皆無ではない。しかしたとえそうであつたとしても、上記のごとく当時の「五銖」銭と布帛が何らかの機能的差異を有していたことは確かであり、本文はその内実を窺わせるほど唯一の貴重な史料であるといわねばならない。つまり当時の布帛と錢の両立現象を説明するには、結局のところ本史料に拠るのがもっとも穩當と思われるのであ

る。これより三国時代の曹魏は、後漢同様に銭と布帛を主軸としつつも、両者を全く別の貨幣として活用しており、その意味で漢代とは質的に異なる貨幣経済を営んでいたと論定される。

### おわりに

以上本稿では、銭・黄金・布帛を主とする秦漢貨幣経済が後漢末に変化し、とくに国家供給型貨幣・国家的決済手段として機能していた漢銭がその地位を失った背景について検討した。それによると、まず戦国秦漢時代には布帛生産量の漸次的な増加傾向が認められた。もつとも、従来もこのことは先学によつてたびたび指摘されてきたが、それらは「女織」・「婦織」関連の史料を論拠としたものであつた。ところが「女織」・「婦織」の語にはじつは政策的側面・通念的側面・実態的側面があり、関連記載のほとんどは「女織」・「婦織」政策の存在をしめすにすぎなかつた。つまり実際の布帛の生産過程は「女織」・「婦織」とは限らず、「女織」・「婦織」の関連史料は現実上の布帛生産量の拡大過程をしめすものとは限らなかつた。これより、当時の布帛生産量に関しては、改めて別の史料を用いて検証する必要が出てきた。そこで国家に布帛を納付させる制度と布帛生産量を具体的にしめす史料をみると、新たに前漢武帝期以降の布帛生産量の増加が裏づけられ、これが後漢末における銭納税制（算賦・口賦等）から布帛納税制（対熟田布帛課税制・戸調制）への大転換に帰結したものと考えられる。ところが銭は、国家的決済手段の中心的地位から転落したにもかかわらず、それでもなお曹魏の曹叡のときに復活された。その理由は、銭が貴重であるからでも、政府の統治に必要なためでもなく、むしろ経済的流通手段として布帛・穀物以上に民間で好まれているからでも、政府の統治に必要なためでもなく、むしろ経済的流通手段として布帛・穀物以上に民間で好まれているからでも、政府の統治に必要なためでもなく、むしろ経済的流通手段として布帛・穀物以上に民間で好まれてい

たからであった。かくして「銭＝国家供給型の国家的決済手段兼経済的流通手段」・「布帛＝民間供給型の補助的貨幣」という構造を有する戦国秦漢貨幣経済は、「銭＝国家供給型の経済的流通手段」・「布帛＝民間供給型の国家的決済手段」という構造を有する魏晋貨幣経済へと質的転換を遂げたのである。では、このような貨幣経済の質的变化は、その後の経済に一体いかなる影響を及ぼしたのか。筆者は別稿において、すでに晋代貨幣経済の構造と特質について検討したが<sup>59</sup>、今後はさらに晋代以降の南朝および北朝の経済状況についても検討する予定である。

### 註

- (1) 拙著『中国古代貨幣経済史研究』（汲古書院、二〇一一年公刊予定）。なお本稿執筆時の凡例と、本稿で引用した出土文字資料の出典等に関する拙著参照。
- (2) 拙稿「後漢時代における貨幣経済の展開とその特質」（『史滴』第三一号、二〇〇九年）。
- (3) 佐藤武敏『中国古代緝織物史研究』上（風間書房、一九七七年）。
- (4) 上田早苗「漢代の家族とその労働——夫耕婦績について——」（『史林』第六二編第三号、一九七九年）。なお先學は「女績」・「女織」・「婦織」などの語を混用しているが、本稿では拙著註（1）前掲書の第七章での議論をふまえ、あらかじめ「女織」の語を採用し、その是非を検討する。
- (5) 鶴間和幸「戰國・秦・漢」（『史学雑誌』一九七九年の歴史学界——回顧と展望——第八九編第五号、一九八〇年）。
- (6) 原宗子「麻をめぐって」（同『古代中国の開発と環境——『管子』地員篇研究』）研文出版、一九九四年）。
- (7) 湖北省文物考古研究所編著『里耶发掘報告』岳麓書社、二〇〇六年）所収の統一秦・里耶秦簡には戸籍様簡がみえ、戸主の大半は妻帯している。また前漢中期の尹湾漢墓木牘（集簿）をみると、東海郡が某一年間に獲得した「流（流民）」の数は「其戸萬一千六百六十二獲流」・「其四萬二千七百五十二獲流」で、当時は「流」ですら毎戸約三・七人の家族をもち、それは一夫一婦を含んでいたとみられる。これは戦国時代の史料ではないものの、中国古代の婚姻率

が必ずしも経済的理由で大きく左右されるものではなかつたことを意味する。このよだな「一戸四口」前後の家族は他の出土文字史料にもみえる。たとえば渡辺信一郎「古代中国における小農民経営の形成」（同『中国古代社会論』青木書店、一九八六年）によると、前漢文帝期（景帝期）の鳳凰山第十号漢簡「鄭里粟簿」は鄭里的貧農二五戸分の戸人（＝戸長）名・能田数・口数・保有粟田面積・種糲支給量を列記したもので、平均四・五人の戸のほとんどに「能田」が二人以上おり、夫妻に相当する（本簡については諸説あるが、筆者は渡辺説に同意する。別途考察予定）。また天長市文物管理所・天長市博物館「安徽天長西漢墓发掘簡報」（『文物』二〇〇六年第一期）によると、前漢景帝（武帝期のものとされる天長市漢簡「戸口簿」・「算簿」）は県内各郷の戸数・口数などを整理したので、平均は每戸四・五人前後。その中に含まれる平均一人の「事算」が夫妻にあたるとみられる。さらに荊州博物館「湖北荊州紀南城松柏漢墓发掘簡報」（『文物』二〇〇八年第四期）によると、前漢武帝期のものとされる松柏漢簡は南郡各县の統計を整理したもので、某郷は戸三・七人前後とされ、一夫一婦を基本とするものであつたと推測される（ただし呉楚七国の乱によつて成年男性が数多く徵兵されて戦死したため

か、某郷を含めた南郡全体の人口比率は男性よりも女性の方が多い）。また李卿『秦漢魏晋南北朝時期家族・宗族関係研究』（上海人民出版社、二〇〇五年）は、前漢後半（後漢初期の居延旧簡にみえる家族形態も毎戸三・七人前後で、父母と既婚男女の同居する家族形態がほとんどなく、一夫一婦的家族が大半であったとする。以上より、秦漢時代は「一戸四口」が平均で、婚姻率は必ずしも低くなかつたと考える。なお尹湾漢墓簡牘（集簿）では「一戸五口」前後だが、李成珪「簡牘資料と思想史研究の拡大——尹湾漢墓簡牘の分析を中心として——」（郭店楚簡研究会編『楚地出土資料と中国古代文化』汲古書院、二〇〇二年）によると、儒家的理想に基づく粉飾データである可能性が高い。

（8）睡虎地秦簡「封診式」封守（588～592）には「鄉某爰書。以其縣丞某書、封有鞠者某里士五（伍）甲家室・妻子・百妾・衣器・畜產。●甲室・人、一宇二內、各有戸、內室皆瓦蓋、木大具、門桑十木。●妻曰某、亡、不會封。●子大女子某、未有夫。●子小男子某、高六尺五寸。●臣某、妾小女子某。●牡犬一。●幾訊典某某・甲伍公士某某、甲黨（儻）有【它】當封守而某等脫弗占書、且有舉。某等皆言曰、甲封具此、母（無）它當封者。即以甲封付某等、

與里人更守之、侍（待）令」とあり、官吏が犯罪者の私有財産を「封守」する場合の例がみえ、そこに「門桑十木」が含まれている。また元始五年の中小農による遺言書とおぼしき江蘇省儀徵胥浦第一〇一号前漢墓出土「先令券書」にも私有財産の「桑田二處」を粟田とともに子供に相続させる旨がのべられている。揚州博物館「江蘇儀徵胥浦一〇一西漢墓」（『文物』一九八七年第一期）、陳平・王勤金「儀徵胥浦一〇一西漢墓『先令券書』」（『文物』一九八七年第一期）、杉本憲司「江蘇省儀徵県の前漢墓出土の『先令券書』」（『東アジアの法と社会』布目潮風博士古稀記念論集）汲古書院、一九九〇年）、西川素治「漢代の遺言状」補説「先令券書」の私文をめぐつて」（『駿台史学』第七八号、一九九〇年）、川村康「書評」西川素治「漢代の遺言状・命館東洋史学」第一七号、一九九四年）参照。

（9）拙著註（1）前掲書。

（10）「中行説曰：今中國雖詳不取其父兄之妻、親屬益疏則相殺、至乃易姓、皆從此類。夫力耕桑以求衣食、築城郭以自備、故其民急則不習戰功、緩則罷於作業……」（『史記』命館東洋史学）第一七号、一九九四年）参照。

卷一「○匈奴列伝」、「後漢水平年間」是時下令禁民二業、又以郡國牛疫、通使區種增耕、而吏下檢結、多失其實、百姓患之。般上言郡國以官禁二業、至有田者不得漁捕。今濱江湖郡率少蠶桑、民資漁採以助口實、且以冬春閑月不妨農事……」（『後漢書』劉般列伝）。

（11）上田註（4）前掲論文。  
（12）牽牛以取織女不果（三背壹）。

（13）七夕説話については小南一郎「中国の神話と物語り古小説史の展開」（岩波書店、一九八四年）も参照。

（14）『漢書』卷九八元后伝「莽又知太后婦人厭居深宮中：乃令太后四時車駕巡狩四郊、存見孤寡貞婦。春幸蘭館、率皇后列侯夫人桑、違霸水而祓除」。

（15）『後漢書』。

（16）『後漢書』列女伝付班昭伝引「女誠」。

（17）福井重雅編「訳注西京雜記・獨斷」（東方書店、二〇〇〇年）。また紡績・機織も、特殊技術を要する場合や、作業者が織機を有するほどの裕福な家に属している場合は、家内で營まれることがあつた（ただし『古列女伝』などをみると、裕福な家の妻が自ら機織に従事することは賞賛の対象とされ、実際には婢などが従事するのが一般的であつた）。たとえば『西京雜記』卷上には、「散花綾（花を散

らした模様の綾絹)」に関して「陳寶光の家より出で、寶光の妻、その法を傳う」とあり、織物技術の中には家と婦を対象に伝承されるものもあった。

(18) 藤田勝久「漢代の地方統治と時令思想」(同「中国古代国家と郡県社会」汲古書院、二〇〇五年)。

(19) 劉增貴「画像与性別——漢画中的漢代婦女形象——」(李貞德主編『中国史新論 性別史分冊』中央研究院、二〇〇九年)。

(20) 『史記』卷四九外戚世家「竇皇后…弟曰竇廣國…家貧、爲人所略賣、其家不知其處。…聞竇皇后新立、家在觀津、姓竇氏。廣國去時雖小、識其縣名及姓、又當與其姊採桑墮、用爲符信、上書自陳」。『三国志』蜀書卷三七龐統伝「頴川司馬徽清雅有知人鑒、〔龐〕統弱冠往見徽、徽採桑於樹上、坐統在樹下、共語自晝至夜。徽甚異之。」。

(21) 拙著註(1)前掲書。

(22) 野中敬「魏晉戸調成立攷」(早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊第一四集・哲学・史学編、一九八七年)。

(23) 後漢・王符『潜夫論』「夫用天之道、分地之利、六畜生於時、百物聚於野。此富國之本也。游業末事、以收民利、此貧邦之原也。…故力田所以富國也。今民去農桑…(務本篇)、「王者以四海爲一家、以兆民爲通計。一夫不耕、天

(24) 拙著註(1)前掲書。

(25) 重近啓樹「算賦制の起源と展開」(同『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年)によると、第一次(第二

次)変法間に実施された戸賦は戸単位布帛納税制で、惠文王二年の「初行錢」以前は布帛納であった。たしかに铸錢以前の税制が錢以外の物財(布帛等)によつていたことは容易に想像しうる(戸単位か否かは別途検討)。もつとも、国家的铸錢以後も田租の布帛折納はあつたようで、龍崗秦簡(223)にも「入及虛租布程者耐城旦春…」とあるが、その例は少なく、漢代では例外であつたと思われる。

(26) 陳夢家「漢簡所見奉例」(同『漢簡総述』中華書局、一九八〇年)、李天虹「居延漢簡簿籍分類研究」科学出版社、二〇〇三年など。

(27) 〔朱〕穆:「今宦官俱用、水蠡爲害而京師之費十倍於前。河内一郡嘗調練素綺穀纏八萬餘匹、今乃十五萬匹。官無見錢。皆出於民。…」。

(28) 渡辺信一郎「戸調制の成立——賦斂から戸調へ——」

(同「中国古代の財政と国家」汲古書院、二〇一〇年)。

(29) 『後漢書』龐参列伝永建四年(一二九)条には「農夫織婦曰…」とあり、当時の百姓全員が農夫・織婦であったことを前提とする記載すらみえるが、これも官吏の発言にすぎない。

(30) 周馥:「討陳敏滅之。…每欲維正朝廷、忠情懇至。…洛陽孤危、乃建築迎天子遷都壽春。永嘉四年、與長史吳思、司馬殷識上書曰「…臣謹選精卒三萬、奉迎皇駕。…荊・湘・江・揚各先運四年米租十五萬斛・布綢各十四萬匹、以供大駕…」。

(31) 長沙市文物考古研究所・中国文物研究所・北京大学歴史学系・走馬樓簡牘整理組編『長沙走馬樓三国吳簡・嘉禾吏民家莖』(文物出版社、一九九九年)。「田家莖」の統計については、關尾史郎主編・伊藤敏雄編『嘉禾吏民田家莖數値一覽(II)』(二〇〇七年)参照。

(32) 下伍丘州卒區張、田廿町、凡五十一畝。其廿八畝皆一年常限。其廿五畝旱敗不收、畝收布六寸六分。定收三畝。畝收稅米一斛二斗、爲米三斛六斗。畝收布二尺。其廿三畝餘力田。旱敗不收畝收布六寸六分。其米三斛六斗四年十一月十六日付倉吏李金。凡爲布三丈七尺八寸五分、四年十一月八日付庫吏潘有。其旱田畝收錢卅七、其熟田畝收錢七十。

(33) 王素(市來弘志訳)「中日における長沙吳簡研究の現段階」(『長沙吳簡研究報告』第三集、二〇〇七年)参照。

(34) 麻栽培は肥沃な土地を必要とし、米田と競合関係にあり、夏作物用の耕起・播種期とも重複するので、「田家莖」の各戸全部が麻田を保有していたとは限らない。

(35) 阿部幸信「長沙走馬樓吳簡所見調納入簡初探」(『立正史學』第一〇三号、二〇〇七年)によると、走馬樓吳簡には单一ないし複数の「丘(特定の行政区画)」ごとに物財を收取する「調」もみえ、戸調制のような定制でも、單なる臨時的調發でもなく、一旦調發した物資を県レベルで民間に還流する役割をも担つており、中村威也「獸皮納入簡から見た長沙の環境」(『長沙吳簡研究報告』第二集、二〇〇四年)によれば、それも布の收取を基軸としていた(ただし中村氏が指摘するように、それは獸皮で代納された)ともあった)。

(36) 江表傳曰「…(太史)慈見〔孫〕策曰「華子魚良德也、然非籌略才、無他方規、自守而已。又丹楊僮芝自擅廬陵、詐言被詔書爲太守。鄱陽民帥別立宗部、阻兵守界、不受子魚所遣長吏、言「我以別立郡、須漢遣眞太守來、當迎之耳」。

子魚不但不能諳廬陵・鄱陽、近自海昏有上緣壁、有五六千家相結聚作宗伍、惟輸租布於郡耳。發召一人遂不可得、子魚亦觀視之而已」。策拊掌大笑、乃有兼并之志矣。

(37) 唐長孺「魏晉戶調制及其演變」(同『魏晉南北朝論叢』中華書局、二〇〇九年)。また藤家禮之助「南朝の税制」

(同『漢三國兩晉南朝の田制と税制』東海大学出版会、一九八九年)は、南朝齊の「租布」を「田租としての布」としつつも、南朝宋の「租布」については唐説に従い、田租+戸調とする。

(38) 吉田虎雄「魏晉南北朝租税の研究」(大阪屋号書店、一九四三年)。

(39) 陳寅恪「隋唐制度淵源略論稿」(『陳寅恪集(第二版)』三聯書店、二〇〇九年)。

(40) 元帝時嘗罷鹽鐵官、三年而復之。貢禹言「鑄錢采銅、一歲十萬人不耕、民坐盜鑄陷刑者多。富人臧錢滿室、猶無厭足。民心動搖、棄本逐末、耕者不能半、姦邪不可禁、原起於錢。疾其末者絕其本、宜罷采珠玉金銀鑄錢之官、毋復以爲幣、除其販賣租銖之律、租稅祿賜皆以布帛及穀、使百姓壹意農桑」。議者以爲交易待錢、布帛不可尺寸分裂。禹議亦寢。

(41) 是時穀貴、縣官經用不足、朝廷憂之。尚書張林上言

「穀所以貴、由錢賤故也。可盡封錢、一取布帛爲租、以通天下之用。」〔朱〕晦庵著林言不可施行、事遂寢。後陳事者復重述林前議、以爲於國誠便、帝然之、有詔施行。晦復獨奏曰「：布帛爲租、則吏多姦盜、誠非明主所當宜行。」

(42) 『後漢書』陳寵列伝「皇后弟侍中竇憲膺眞定令張林爲尚書」。

(43) 賀昌群「升斗弁」(『歴史研究』一九五八年第六期)、周國林「曹魏畝収租四升弁誤」(『江漢論壇』一九八二年第二期)、張學峰「曹魏租調制度についての一考察」特にその租額問題を中心として——」(『史林』第八一卷第六号、一九九八年)などは「四升」を「四斗」の誤りとする。このような史料の読み替えには余鵬飛『三国經濟發展探索』(湖北人民出版社、二〇〇九年)などの批判もあるが、張氏が総括しているように、やはり「四升」を「四斗」の誤りとみる方が妥当と思われる。しかも走馬樓呂簡でも熟田に每畝四斗以上課税され、魏と吳はそれほどかけ離れた税率を採用していたとは考えにくいので、これも「四斗」説の傍証となる。

(44) 有國有家者不患寡而患不均、不患貧而患不安。：其收田租畝四升、戶出絹二匹・綿二斤而已。他不得擅興發……。

(45) 吉田註(38)前掲書、渡辺註(28)前掲論文。

(46) 是時太祖始制新科下州郡、又收租、稅綿絹。(何)夔：乃上言曰「：所領六縣疆域初定、加以饑饉。若一切齊以科禁、恐或有不從教者。：愚以爲此郡宜依遠域・新邦之典。其民間小事、使長吏臨時隨宜；比及三年、民安其業、然後齊之以法、則無所不至矣」。太祖從其言。

(47) 時袁紹舉兵南侵、遣使招誘豫州諸郡、諸郡多受其命。惟陽安郡不動、而都尉李通急錄戸調。(趙)儼見通曰「方今天下未集、諸郡並叛、懷附者復收其綿絹。：小緩調……」。

(48) 初、太祖爲司空時、以己率下。每歲發調、使本縣平賈。渡辺註(45)前掲論文は、西晉戸調制について、県段階における直接的收取とそれら收取物を基礎に郡国単位に中央に貢納する二層があるとし、県段階では農民各戸の家産評価額に基づく九等級累進課税がなされ、その中から中央政府財源が委輸されたとする。

(49) 前掲『後漢紀』卷二〇孝質帝紀初元年条。

(51) 「戸」単位課税の立案意図については、①後漢末の戰乱により人民流亡・田土荒廢が生じ、漢代のような人口調査や土地調査が困難となつたため、人々土地よりも把握しやすい戸を対象とする調が行われたとする松本善海「隣保組織を中心とした唐代の村政」(同『中国村落制度の史

的研究』岩波書店、一九七七年)、曾我部靜雄「晋の土地税役制度」(同『均田法とその税役制度』講談社、一九五三年)の説、②統一的な秦漢帝国に比べて國家権力の衰退した魏晉期において、国家が豪族の台頭を防ぎ、再び農民を吸收する一手として、比較的緩やかな戸単位把握を実施したとする西嶋定生「魏の屯田制——特にその廢止問題をめぐつて——」(同『中国經濟史研究』東京大学出版会、一九六六年)の説、③布帛は寸尺に裁断して納めることができないためとする唐長孺「魏晉戸調制及其演変」(同『魏晉南北朝史論叢』生活・読書・新知・三聯書店、一九五五年)の説、④漢代郷里社会の階層差が拡大したために、従来のごとく一律に錢納人頭税を課すのではなく、戸等不均等課税制を課すことによって格差に対応した税制を施行しようとしたとする重近啓樹「徭役の諸形態」(同『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年)の説、⑤農戸が男耕女織を営んでいたことを前提として、それを課税対象としたとする堀敏一「魏晉の占田・課田と給客制の意義」

(同『均田制の研究』岩波書店、一九七五年)、上田註(4)前掲論文、野中註(22)前掲論文の説などがある。また野中氏は、それによって戸単位の生産基盤の再建をはかったとする。次に、戸調を錢でなく布帛で納付させる制度とし

た立案意図についても、(1)後漢以来の貨幣流通の衰退と現物経済の進展に対応する西嶋説。(2)錢納の算賦を施行した結果生じた小農民没落を防止し、代わりに布帛の通貨的機能を推進し、金属貨幣を廃止して商人階層の市場における優位性を抑止しようとする国家的意図が働いていたためとする藤元光彦「[戸調]の成立をめぐつて——特に貨幣経済との関連を中心に——」(『立正史学』第六号、一九八七年)の説、(3)地着効農政策のもと、戦乱で流亡した民を地着させて生産の場を再建するため、桑などの栽培を強制して民を土地に縛りつけ、その生産物たる布帛を徴収したとする野中説などがある。筆者は現時点では野中説が妥当と考えているが、野中氏の依拠する上田説には反対で、これを論じたのが本稿第二節である。

(52) 『後漢書』董卓列伝「卓嘗遣軍至陽城：又壞五銖錢、更鑄小錢、悉取洛陽及長安銅人・鍾虧・飛廉・銅馬之屬以充鑄焉」。

(53) ただし『魏書』卷二〇食貨志に熙平初年(五一六)尚書令元澄の上奏として「吳漢・鄧通之錢收利遍於天下。河南之地猶甚多焉」とあるので、後漢末(黄初二年)にも五銖錢は多少流通し続けていた。

(54) 『三国志』魏書卷二文帝紀黄初二年三月条「初復五銖

錢」。これは一見すると、黄初二年三月以前に五銖錢が全く流通していないなかのごとくであるが、黄初二年三月条の「復」字は『史記』卷一五・六国年表秦始皇二六年欄にも「復行錢」とみえ、そこでは「行錢」が秦始皇二六年以前に全く流通していないなかたという意味でなく、それ以前からの錢をさらに流通強化する意に用いられている。これより、後漢末には董卓小錢などの横行する洛陽・長安と、五銖錢の残存し続けた他地域とが併存し、文帝期になると、魏の領内ではとくに五銖錢の流通が奨励されることになつたと論定される。

(55) 『三国志』魏書卷二文帝紀黄初二年一〇月条「以穀貴、罷五銖錢」、『晉書』卷二六食貨志「文帝黃初二年、以穀貴、始罷五銖錢」「及黃初二年、魏文帝罷五銖錢、使百姓以穀帛爲市。至明帝世、錢廢穀用既久」。

(56) 全漢昇「中古自然經濟」(同『中国経済史研究(1)』稻鄉出版社、一九八〇年)。

(57) 『三国志』魏書卷三明帝紀太和元年四月条「行五銖錢」。このときの銚錢を疑う説もあり、またその铸造分量を少なく見積る説もあるが、のちに西晋・魯褒『鐵神論』が執筆されたことからもわかるように、明帝期以降西晋に至るまで、五銖錢は相当量铸造されたとみるのが適当である。

(58) 桓玄時議欲廢錢用穀帛。琳之議曰「……故聖王制無用之貨以通有用之財、既無毀敗之費又省運置之苦。……穀帛爲寶本充衣食、今分以爲貨、則致損甚多。……故鍾繇曰「巧僞之民競繕穀以要利、制薄絹以充資」。魏世制以嚴刑、弗能禁也。是以司馬芝以爲「用錢非徒豐國、亦所以省刑」。錢之不用、由於兵亂積久、自至於廢。有由而然、漢末是也。……魏明帝時錢廢穀用三十年矣。以不便於民、乃舉朝大議。精才達治之士、莫不以爲「宜復用錢」。……世或謂魏氏不用錢久、積累巨萬、故欲行之、利公富國。斯殆不然。……無取於廢錢」。

(59) 拙稿「晉代貨幣経済の構造とその特質」(『東方学』第一二〇輯、二〇一〇年)。

(日本学術振興会特別研究員PD兼任  
中国社会科学院歴史研究所訪問学者)